

函 財 税

函 観 企

令和6年(2024年)4月25日

総務常任委員会委員 各位

経済建設常任委員会委員 各位

財 務 部 長

観 光 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますのでよろしくお願  
いします。

記

- 宿泊税の考え方について

(財務部税務室)

(観光部観光企画課)

令和6年4月25日（木）

# 宿泊税の考え方について

函 館 市

# 1 宿泊税の検討経過

## 宿泊税の検討経過

- 本市では、外国人観光客等の増加に伴う環境整備や観光施策の更なる充実にかかる安定的な財源を新たに確保するため、行政サービスの恩恵を受ける観光客にご協力いただき、観光目的税について検討し、他都市の導入例や函館市観光振興財源検討委員会からの提言（※）を踏まえて、宿泊税の導入が望ましいと考え、議論の出発点として、令和2年（2020年）2月に制度概要をお示しました。
- その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、議論を中断しておりましたが、昨年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、観光入込客数が回復してきていることを踏まえ、導入に向けた検討を再開することといたしました。
- 宿泊税の導入にあたりましては、納税者であります宿泊者の負担感や、特別徴収義務者となります宿泊事業者にとりまして事務的な負担が過大とならないよう配慮することなども重要であると考えており、この間、同じく導入の検討を進めている北海道が設置した「観光振興を目的とした新税に関する懇談会」へのオブザーバーとしての参加や、札幌市など道内他都市との情報交換などを行いながら、宿泊税の使途や税率などについて、検討を進めてきたところです。

### ※ 函館市観光振興財源検討委員会からの提言（令和元年12月）

#### 財源確保の必要性

近年、海外からの観光客の急増等により、新たな行政需要への対応が迫られていることに加え、将来的な人口減少に伴う財政規模の縮小により、観光行政費の縮小が想定される場所である。

今後、交流人口をさらに拡大し地域経済の活性化を図るためには、これまで以上に観光施策を充実させていかなければならず、現行施策に加えてさらなる観光振興施策の展開に必要な自主財源の確保が必要である。

#### 財源確保策の検討

観光振興に関する財源確保策としては、税の制度としてできる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けていることに対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることを踏まえ、宿泊行為に課税する「宿泊税」が望ましい。

## 2 宿泊税の制度概要（案）

### （1）税率

税率および  
税収額（見込）

○ 函館市における宿泊税額（案）

料 金 区 分				単年度税収額
2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	
100円	200円	500円	2,000円	約4.0億円

○ 参考 道税（※）と市税を合計した税額

自治体	料 金 区 分			
	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上
北海道	100円	200円	500円	
函館市	100円	200円	500円	2,000円
合計	200円	400円	1,000円	2,500円

※出典：北海道「新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」

検討の視点

- ・ 観光施策の財源として1年あたり4～5億円程度を確保。
- ・ 宿泊者（納税者）の負担感を考慮し、先行事例を参考に、低価格な宿泊料金に対しては、より低額な課税、高価格な宿泊料金に対しては、より高額な課税を行う段階的定額制の導入。

〔 特に宿泊料金5万円以上の価格帯については、今後の海外富裕層等の宿泊を想定し、先行事例を踏まえ、  
 応分の負担を求めると考えています。 〕

- ・ 税制の簡素さや、徴収事務の負担軽減への配慮。

## 2 宿泊税の制度概要（案）

### （2）その他

課税客体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル営業，簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為</li><li>・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為</li></ul>
免税点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設けない。</li></ul>
課税免除	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修学旅行等に参加する者および引率者</li></ul>
特別徴収義務者への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税先行導入自治体の事例を参考に検討。</li><li>・ 特別徴収義務者徴収奨励金：納入額の2.5%（見直しまでの5年間は，0.5%上乘せ）</li></ul>
入湯税	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 減額しない。</li></ul>
制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5年を目途に制度を検証し，必要に応じて見直し。</li></ul>

### 3 宿泊税の使途（案）

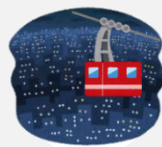
#### 観光客への質の高い観光の提供

##### ➤ 魅力的な観光地，コンテンツ充実

食・ブランド



函館山・夜景



ラグジュアリー



世界遺産



##### ➤ 滞在日数増加

周遊観光促進



##### ➤ MICE誘致

快適な環境づくり



##### ➤ 誰もが安心できる観光地，受入環境整備

ユニバーサル  
バリアフリー



多様性・多言語



サステナブル



道路整備，除雪など

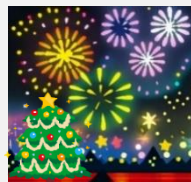


観光案内機能，Wi-Fi環境の充実



#### 冬季観光の魅力向上

##### ➤ 秋・冬イベントコンテンツ創出 イベント・コンテンツ



##### ➤ インバウンドの冬季誘客強化 季節を活かしたコンテンツ



外国人観光客の誘客促進



#### 人材育成

##### ➤ 観光事業者 外国人向けガイド



ようこそ！  
Welcome!  
欢迎！歡迎！  
ยินดีต้อนรับ！  
환영합니다!

##### ➤ おもてなし向上 ホスピタリティ



##### ➤ 将来の業界の担い手 教育機関との連携

